

平成 25 年 9 月 18 日

千葉県教育委員会教育長

瀧 本 寛 様

千葉県ことばを育てる会

会 長 渡 邊 みわこ

難聴・言語障害教育に関する要望書

平素より難聴・言語障害児教育にご理解ご支援を賜り、誠にありがたく感謝申し上げます。また、今年度は言語障害通級指導教室の新設や増設、難聴学級の新設などで担当者の増員があったと伺いました。重ねて感謝申し上げます。また、一大行事の全国大会につきましてもご支援いただき、複数のご参加までいただきありがとうございました。

本会では、特別支援教育の中で難聴・言語障害教育が、子ども達にとって実りの多いものになるように、また希望するものにとって等しく指導の機会が得られるように、身近なところで適切な時期に適切な質の高い教育を受けられることを望んでおります。

ここに、千葉県の難聴・言語障害教育が今まで培われた専門性や機能を維持し、より一層発展することを期待して要望いたします。

1. 「難聴・言語障害通級指導教室」と「難聴・言語障害特別支援学級」の設置状況と実態を早急に調査し、不足している地域に設置してください。

- ① 対象の児童生徒が平等に「難聴・言語障害教育」を受けられるよう未設置市町村への設置及び不足している市町村に設置をお願いします。
- ② 特別支援学級としての「ことばの教室」を、早急に通級指導教室の「ことばの教室」へ移行してください。
- ③ 文部科学省による「概ね10名の児童生徒に対して1名の担当者」という目安について、教員1人あたりの指導児童生徒数、指導時数を適正に運用し

て担当者を配置してください。その際、この教育の特性から、指導の安定性・継続性を重視し、設置校に複数の担当者を配置してください。

- ④ 他校から通級している子どもや、家庭の事情・交通の便等の関係で教室に通えない子どものために巡回指導を推進してください。

2. 難聴・言語障害教育の充実を図るため、担当教諭及び係わるすべての教職員に必要とされる研修の機会が確保できるよう県主催の研修講座を多く設けてください。また、担当者の研修等への参加を奨励・認可してください。

- ① 初任者および新たに難聴・言語障害担当に配置された新担任者の場合は、専門的な研修を十分受けた上で配置されるようお願いします。さらに、難聴・言語障害担当3年未満の担当者の研修の機会を増やしてください。
- ② 小中学校教職員全てに、難聴・言語障害についての理解・知識を深めてください。
- ③ 難聴・言語障害の特別支援学級および通級指導教室の設置校校長や教頭等に、この教育に関する研修の機会を増やしてください。
- ④ 担当者が難聴・言語障害の研修に参加できるよう奨励してください。
- ⑤ 新担任者の場合、初任者指導と同様のサポートをお願いします。

3. 特別支援教育教員の採用に、新しいシステムの構築をしてください。

- ① 特別支援教育専門分野専攻の学生がより深く研鑽をつめるように教員養成大学との連携を図り、次世代の専門教員を育て、専門性の高い人材をふやしてください。
- ② 講師採用の担当者の1年間任期というのは、この教育の安定的継続的な内容から不相当だと考えられます。人材不足が原因ならば早急に人材育成を図るようお願いします。

4. 幼児期から就労時期に向けて一貫性・継続性のある支援体制（関係各機関の連携）を地域格差のないよう構築してください。特に、幼児・中学生のことばの相

談・指導ができる場を設置してください。

- ① 就学時健康診断の言語検査もしくは五歳児言語検査を対象の全員が受けられるようご指導ください。
- ② 早期発見・早期指導のため、現在の三歳児健診に加えて四歳児五歳児など相談回数を増やし、指導へ繋げてください。
- ③ 中学校でも指導を必要としている生徒がいますので、小学校から継続して指導が受けられるよう中学校にも「難聴・言語障害通級指導教室」の設置および市町村のことばの相談・指導施設の設置を図ってください。
- ④ 特別支援学級児童生徒の中には、言語の個別指導が適正な場合があります。そのような子どもが通級できるよう柔軟な配慮をお願いいたします。

5. 各学校の特別支援教育校内委員会の機能（相談、指導、研修、情報提供、理解啓発など）を充実させ、心身障害児教育や教育相談などの専門的知識をもつコーディネーターを配置してください。

- ① 各市町村での心身障害教育や教育相談など各専門機関の充実が図られるようご指導ください。
- ② 各学校での特別支援教育が十分に機能するために、校内コーディネーターだけでなく全職員の理解が図られるよう学校長への研修を行ってください。